

名古屋市介護職員等キャリアアップ研修 業務仕様書

1 キャリアアップ研修の目的

名古屋市内の介護保険事業所等に所属する職員に対し、対人援助及び円滑な組織運営の知識の習得のための階層別・職種別研修を実施することにより、職員の抱える不安の解消及び資質の向上を図り、職員の定着支援を行うことを目的として実施する。

2 研修内容、対象者、定員等

別添「名古屋市介護職員等キャリアアップ研修年間計画」のとおり

<留意事項>

研修内容については、<原則として>の中で提示する内容を参考に実施すること。

3 委託業務内容

別添「名古屋市介護職員等キャリアアップ研修業務実施要領」のとおり

4 事業完了報告

各期の終了後、概ね1ヶ月以内に、アンケート集計結果、出欠状況及び研修資料一式を添付して、事業完了報告書を健康福祉局高齢福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）あて提出すること。なお、提出時の媒体形式は、介護保険課の指示によること。

5 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項であっても、事業目的の達成のために実施しなければならない事項については介護保険課の指示に従い、契約の範囲内で誠実に行うものとする。
- (2) 本研修事業を受託する法人（以下「受託法人」という。）は、特記仕様書「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守するものとする。
- (3) 受託法人は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第17条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 受託法人は、受託事業の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。

特記仕様書

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。